

# 三重県公報

第七千四百一号

昭和二十九年一月十八日

月 曜 日

## 主要目次

### 規則

一 地方団体に対して交付すべき昭和二十八年年度分の地方財政平衡交付金のうち普通交付金の額の算定方法中知事の定める基準税額に関する規則の一部を改正する規則

### 告示

一 土地改良区設立本審査について

### 通知照会

一 米価改訂に伴う生活扶助基準額の取り扱いについて  
一 引揚者が外地で預けた金融借書類の返還について

### お知らせ

一 食生活改善講習会開催

## 規則

### ◎三重県規則第四号

地方団体に対して交付すべき昭和二十八年年度分の地方財政平衡交付金のうち普通交付金の額の算定方法中知事の定める基準税額に関する規則の一部を改正する規則を、次のように定める。

昭和二十九年一月十八日

三重県知事 青木 理

地方団体に対して交付すべき昭和二十八年年度分の地方財政平衡交付金のうち普通交付金の額の算定方法中知事の定める基準税額に関する規則(昭和二十八年三重県規則第三十四号の一)の一部を、次のように改正する。

地方団体に対して交付すべき昭和二十八年年度分の地方財政平衡交付金のうち普通交付金の額の算定方法中知事の定める基準税額に関する規則(昭和二十八年三重県規則第三十四号の一)の一部を、次のように改正する。  
第二条第三号「次に掲げる方法によつて算定した額の合算額とする。」を「次に掲げる方法によつて算定した額の合算額に

一、〇六を乗じて得た額とする。」に改める。

第三条第三号の中「二七九円五〇銭」を「三二〇円四五銭」に改め、同号中「地方税法第三百八十九条および第三百九十一条の規定により、自治庁長官または、知事が評価配分した額に〇、〇一二を乗じて得た額」の下に「但し、自治庁長官が評価配分した発電、送電または、発電のための家屋および償却資産のうち、同法第三百四十九条の二の規定の適用を受けるものに係る額については、〇、〇〇五六を、自治庁長官が評価配分した船舶のうち、同法第三百四十九条の三の規定の適用を受けるものに係る額については、〇、〇〇二八をそれぞれ乗ずるものとし、自治庁長官が評価配分した船舶に係る額のうち、府令別表のに掲げる船舶については「船舶に対して課する固定資産税の軽減について」(昭和二十八年四月十八日地第四七一号総務部長通達)に基き、府令別表の定める率を乗じて得た額を控除した額に〇、〇一二を乗ずるものとする。」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年度分の普通交付金について適用する。

告示

◎三重県告示第三十四号

一志郡家城町藤北家城土地改良区設立本審査申請による調査報告書の提出があつたので、土地改良法第八条第四項の規定により次のとおり公告する。

昭和二十九年一月十八日

三重県知事 青 木 理

一 縦覧に供すべき書類の名称

- 1 本審査報告書
- 2 土地改良事業計画書
- 3 定款の写

二 縦覧の期間

昭和二十九年一月十八日から  
昭和二十九年二月六日まで

三 縦覧の場所

一志郡家城町役場

◎三重県告示第三十五号

多気郡三瀬谷町菅合土地改良区設立本審査申請による調査報告書の提出があつたので、土地改良法第八条第四項の規定により次のとおり公告する。

昭和二十九年一月十八日

三重県知事 青 木 理

一 縦覧に供すべき書類の名称

- 1 本審査報告書
- 2 土地改良事業計画書
- 3 定款の写

二 縦覧の期間

昭和二十九年一月十八日から  
昭和二十九年二月六日まで

三 縦覧の場所

一志郡川口村役場

◎三重県告示第三十七号

度会郡御園村御園村土地改良区設立本審査申請による調査報告書の提出があつたので、土地改良法第八条第四項の規定により次のとおり公告する。

昭和二十九年一月十八日

三重県知事 青 木 理

一 縦覧に供すべき書類の名称

- 1 本審査報告書
- 2 土地改良事業計画書
- 3 定款の写

二 縦覧の期間

昭和二十九年一月十八日から  
昭和二十九年二月六日まで

三 縦覧の場所

度会郡御園村役場

- 1 本審査報告書
  - 2 土地改良事業計画書
  - 3 定款の写
- 二 縦覧の期間  
昭和二十九年一月十八日から  
昭和二十九年二月六日まで
- 三 縦覧の場所  
多気郡三瀬谷町役場

◎三重県告示第三十六号

一志郡川口村川口村土地改良区設立本審査申請による調査報告書の提出があつたので、土地改良法第八条第四項の規定により次のとおり公告する。

昭和二十九年一月十八日

三重県知事 青 木 理

一 縦覧に供すべき書類の名称

- 1 本審査報告書
- 2 土地改良事業計画書
- 3 定款の写

二 縦覧の期間

昭和二十九年一月十八日から  
昭和二十九年二月六日まで

通知照会

●厚第一六九二号

昭和二十九年一月十八日

民生部長

各地方事務所長殿  
各市町村長殿

引揚者が外地で預けた金融証書類の返還につ  
いて(通知)

右のことについて、この度引揚援護庁から別紙のとおり依頼  
がありましたので、貴管下に在住する引揚者に周知方御配慮下  
り。

引揚者が外地で預けた金融証書類の返還について

(昭和二十八年十二月十九日援引第一、〇六一号)  
引揚援護庁援護局長通知都道府県知事あて

標記の件について、この度引揚者が中国、朝鮮等で総領事館、日僑連  
絡事務所、日本人世話会等に預り証と引換に預けた金融証書類を本人に返  
還されることとなり、本月十六日付の全国主要新聞に別紙のように公告  
されたところであるが、なお不徹底の向もあると思われるので、貴都道  
府県管下に在住する引揚者に周知するよう御配慮願わしたく通知する。

外地で預けられた金融証書類を返還します。

終戦後引き揚げられた方が、中国、朝鮮等で総領事館、日僑連絡事務

所、日本人世話会等に預けられた金融証書類の一部が送還され、横須賀  
税関支署で整理していましたが、その整理もほぼ完了致しましたので、  
皆様に返還できることになりました。返還請求の手続は次によつて下さ  
い。

一 返還できるもの

- (1) 満洲地区(瀋陽、撫順、鞍山、大石橋、海城、遼陽、西安、錦泉  
本溪湖、安東、開原、蘇家屯、鉄嶺、吉林、永吉)では、日僑総処  
日僑善後連絡総処または自治会に、
- (2) 中国地区(天津、北平、開封、青島、濟南、海州、上海、南京、  
漢口、杭州、徐州、広東)では、総領事館、日僑帰国準備会、日僑  
自治会、第六方面軍経理部出納官または第五八師団復員管理官に、
- (3) 朝鮮地区(京城、仁川、木浦、慶水、釜山)では日本人世話会ま  
たは在鮮米軍に、
- (4) 南洋諸島(テニヤン島)では、現地連合軍司令部経理部に、

預けた送金小切手、預貯金証書等の証券、預り証および接收証明  
書等

注1 右の地区からの分は原則として送還されていることになつてい  
ますが、終戦後の混乱のさいでもあり、或は送還もれのものもあ  
ると思われまますので、予めご諒承願います。

2 右に掲げた地域以外の地域(例えば、満洲地区では、長春、大  
連、四平等、中国地区では奥地、朝鮮地区では北朝鮮、その他の  
地区では台湾、樺太、海南島等)で預けたものは、まだその地域  
から送還になつていませんから返還請求の手続をしないで下さ  
い。

二 返還請求先および返還請求手続

横須賀税関支署(横須賀市長浦旧海軍々需部内)あて返還請求書一  
通(様式については、後記四「返還請求書の様式」を御覧下さい)に  
総領事館、日僑連絡事務所、日本人世話会等が発行した預り証(原本  
)等添えて御提出下さい。郵送の場合には、必ず封筒の表に「返還  
請求書在中」と明記し、なるべく書留郵便にして下さい。

注 預り証等に記載されている氏名の方が、死亡或いは結婚等のため  
返還請求者と預り証等の氏名とが異つている場合には、市区町村長  
の証明書等その同一性を立証する書類を要します。

預り証等を紛失した方は、それに記載されていた事項と同じ内容  
の事項を記載した書類、引揚の事実を証明する書類(例えば引揚証  
明書)および誓約書を返還請求書に添附して下さい。

三 返還請求期間

昭和二十九年一月一日から同年四月三十日まで

四 返還請求書の様式

返還請求書は、半紙の半分位の用紙(二枚以上になつてもかまいま  
せん。)を用い、次の様式により(自分で作つて下さい。)(楷書でわ  
かりやすくお書き下さい。)

返 還 請 求 書

請求年月日	印			
請求者が氏名				
預り証等名義人				
現住所				
預けた地名	預り証等発 行機関名			
横須賀税関支署長殿				
下記の物件の返還を(※手渡で、 郵送で)請求します。				
記				
種類	記番号	金額	名義人	職名

注1 ※印については、御希望の返還方法に○印をつけて下さい。

2 預り証等に記載してある事項をそのまま記入して下さい。

五 その他

1 預り証等を引き揚げの際に上陸地税関(昭和二十一年六月までは  
海運局)で保管証と引き換えに預けられた方は、本年八月三十日付  
新聞に大蔵省から公告した手続によつて預り証等の返還を受けてか  
ら、この手続によつて請求して下さい。

2 税関、大蔵省理財局、日本銀行、横浜正金銀行等が保管証と引き  
換えに保管したものおよび持帰金の限度を超す現金預り証を日本銀  
行またはその代理店に提出されたものを、前記1の公告によつて  
税関で返還していただきますから、まだ返還の請求をしていない方は至急  
手続して下さい。なお、この公告では請求期間は、本年十一月三  
十日までとなっていますが、その期限に拘らず当分の間受け付けま  
す。

◎二八厚第八六三号

昭和二十九年一月十八日

民生部長

各地方事務所長殿  
各市町村長殿  
各福祉事務所長殿

米価改訂に伴う生活扶助基準額の取り扱いに

ついて(通知)

右のことについで、昭和二十八年七月十一日厚第八六三号通知(公報登載)「生活保護法による保護の基準等の第十三次改訂について」の別表第一「生活扶助基準額表(月額)」中の金額を、次により補正し、昭和二十九年一月一日から実施することと決定されましたから、御了知のうえ保護の実施に遺憾のないようして下さい。

記

一 「居宅」第一類の基準に加算される補正額(配給主食費分)

年 令 別

補正額(月額)

- 才以上～二才未満 三五円
- 二才以上～五才未満 四〇円
- 五才以上～九才未満 四五円
- 九才以上～十三才未満 六〇円
- 十三才以上～十四才未満 六〇円

- 十四才以上～二五才未満 六〇円
- 二五才以上～六〇才未満 五五円
- 六〇才以上 五〇円

二 「養老施設、救護施設及びこれに準ずる施設」の基準に加算される補正額 五五円

補正額(月額) 五五円

三 「更生施設及びこれに準ずる施設」の基準に加算される補正額 六〇円

補正額(月額) 六〇円

お知らせ

◎孤児養育費給与生の募集について

募集人員 四〇名

給と同額 高等学校 一千元

年額 一万二千元

大 学 二千元

年額 二万四千元

申込方法 施設の長または学校長の推薦状に成績表を添えて児童課経由

「日本孤児援護協会奨学部」あて提出すること。

(備考) 詳細は、一月八日付三重県公報通知照会欄を参照して下さい。

お知らせ

◎食生活改善講習会について

昭和二十九米穀年度における食糧需給事情は相当に窮迫しているこの際、米偏重の食生活より脱却して米食、経済両面で合理的な粉食、混食を活用した食生活の改善を全県的に普及するため、次のとおり講習会を開催しています。

一 受講者

市町村農業委員、市町村婦人会幹部、市町村当局関係者、公民館主事、学校教職員、農協幹部、集団給食関係者、栄養士、生活改良普及員等

二 講習内容

講演会 議題 1 現在の食糧事情について

2 食生活の改善について

討論会 議題 「食糧対策と食生活改善」

実習

三 講習開催地および日時

開 催 地 会 場

日 時

- 鈴鹿郡亀山町 亀山高等学校 一月 十八日
- 津市(津、芸濃を含む) 新町 小学校 一月 十九日
- 阿山郡西柘植村 上野高等学校分校 一月 十九日
- 四日市市 四日市公会堂 一月 二十日
- 一志郡久居町 久居高等学校 一月二十二日
- 一志郡家城町 久居高等学校分校 一月二十一日

松阪市 久保 中学校 一月二十三日

北牟婁郡尾鷲町 尾鷲高等学校 一月二十五日

飯南郡粥見町 粥見高等学校 一月二十五日

多気郡三瀬谷町 宮川高等学校 一月二十六日

宇治山田市 山田高等学校 一月二十七日

志摩郡鳥羽町 鳥羽高等学校 一月二十八日

度会郡五ヶ所町 五ヶ所小学校 一月二十八日

志摩郡鵜方町 鵜方高等学校 一月二十九日

上野市 上野高等学校 一月三十日

名賀郡名張町 名張高等学校 二月 一日

度会郡鶴倉村 費 小学校 二月 二日

南牟婁郡木本町 木本高等学校 二月 四日

(備考) 一月十九日新町小学校に於ての講習会では約一時間ラジオ三重が討論会の実況を録音し、一月二十六日放送する予定です。

昭和二十九年一月十八日印刷發行  
三重県公報（第三種郵便物認可）

津市栄町一丁目  
津市広明町三二五番地

三  
印刷所

三重県庁代表  
電話津二〇〇〇番  
印刷所